

兵庫県公報

令和8年3月5日 木曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

条 例	ページ
○ 森林経営管理基金条例（林務課）	1
○ 安心子ども基金等設置条例の一部を改正する条例（高校教育課）	2
○ 公立学校教職員のへき地手当等に関する条例の一部を改正する条例（教職員企画課）	2

公布された法令のあらまし

◎森林経営管理基金条例（条例第1号）

森林が有する県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的機能の持続的な発揮に資する森林の適切な経営又は管理に関する事業の資金に充てるため、森林経営管理基金を設置することとした。

◎安心子ども基金等設置条例の一部を改正する条例（条例第2号）

技術革新等による産業構造の変化や少子高齢化の進展に伴う生産年齢人口の減少等の社会情勢の変化に対応するとともに、地域の経済社会を支える人材を育成するため、国の高等学校等教育改革促進事業費補助金を活用し、公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部における教育改革を推進するための事業を実施することとし、当該事業の資金に充てるための基金を設置することとした。

◎公立学校教職員のへき地手当等に関する条例の一部を改正する条例（条例第3号）

職員の特地勤務手当等に関する条例の一部改正により、特地勤務手当と地域手当との調整措置が廃止されたこと及び特地勤務手当に準ずる手当の支給対象が拡大されたこと等を踏まえ、へき地手当と地域手当との調整措置を廃止するとともに、へき地手当に準ずる手当の支給対象を拡大する等所要の整備を行うこととした。

条 例

森林経営管理基金条例をここに公布する。

令和8年3月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第1号

森林経営管理基金条例

(設置)

第1条 県は、森林が有する県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的機能の持続的な発揮に資する森林の適切な経営又は管理に関する事業（以下「森林経営管理事業」という。）の資金に充てるため、森林経営管理基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

- (1) 予算で定める額
- (2) 基金から生ずる収入額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実有利な方法により保管するものとする。

(処分)

第4条 基金は、森林経営管理事業の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属

する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(補則)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



安心こども基金等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第2号

安心こども基金等設置条例の一部を改正する条例

安心こども基金等設置条例（平成21年兵庫県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

高等学校等教育改革促進基金	公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部における教育改革を推進するための事業
---------------	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



公立学校教職員のへき地手当等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第3号

公立学校教職員のへき地手当等に関する条例の一部を改正する条例

公立学校教職員のへき地手当等に関する条例（昭和35年兵庫県条例第47号）の一部を次のように改正する。

第3条の2を削る。

第4条第1項中「伴つて」を「伴って」に改め、同条第2項中「へき地等学校に該当することとなった学校に勤務する職員のうち、」を「教育職員条例第8条第1項又は県職員条例第8条（県費負担事務職員条例第2条において準用する場合を含む。）の給料表の適用を受ける職員となってへき地等学校に勤務することとなったことに伴って住居を移転した職員その他」に改める。

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の公立学校教職員のへき地手当等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
(手当の内払)
- この条例による改正前の公立学校教職員のへき地手当等に関する条例の規定に基づいて支給された手当は、改正後の条例の規定による手当の内払とみなす。
(へき地手当に準ずる手当に関する経過措置)
- 改正後の条例第4条第2項の規定は、令和4年4月2日から適用日の前日までの間に新たに公立学校教育職員等の給与に関する条例（昭和35年兵庫県条例第45号。以下「教育職員条例」という。）第8条第1項又は職員の給与等に関する条例（昭和35年兵庫県条例第42号。以下「県職員条例」という。）第8条（市町村立学校県費負担事務職員等の給与に関する条例（昭和35年兵庫県条例第46号。以下「県費負担事務職員条例」という。）第2条において準用する場合を含む。）の給料表の適用を受ける職員となって改正後の条例第4条第1項に規定するへき地等学校に勤務することとなったことに伴って住居を移転した職員（教育職員条例第

13条の2及び県職員条例第12条の3（県費負担事務職員条例第2条において準用する場合を含む。）に規定する定年前再任用短時間勤務職員並びに職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年兵庫県条例第39号）附則第12条に規定する暫定再任用職員を除く。）その他当該職員との均衡上必要があると認められるものとして県教育委員会が定める職員にも適用する。